



鳥取県公報

平成 29 年 10 月 27 日(金)
第 8 9 4 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (672) (福祉監査指導課) 2
	青少年に有害な図書類の指定 (673) (青少年・家庭課) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (674) (東部福祉保健事務所) 3
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (675) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (676) (〃) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (677) (農地・水保全課) 3
	国土調査の成果の認証 (678) (〃) 3
	保安林の指定の解除 (679) (森林づくり推進課) 4
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (680) (水産課) 4
	県道の区域の変更 (681) (道路企画課) 5
	県道の供用の開始 (682) (〃) 5
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (683) (道路建設課) 5

告 示

鳥取県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012-1	有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012-1	居宅療養管理指導	平成28年11月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012-1	有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012-1	介護予防居宅療養管理指導	平成28年11月30日

鳥取県告示第673号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第2号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7261	雑誌	裏モノJAPAN 11月号 こんなのがなかった新快感フーズク30	雑誌 01805-11	(株) 鉄人社
7262	〃	裏モノJAPAN 11月号別冊 思わずヒザを打つSEXテクニック	雑誌 01806-11	〃
7263	書籍	禁忌原色文芸	ISBN978-4-86511-782-0 雑誌 68288-90	マイウェイ出版(株)
7264	雑誌	官能愛体験DX 11月号	雑誌 02591-11	(株) ブレインハウス
7265	〃	BOY'Sピアス 11月号	雑誌 18161-11	サン・メディアレップ(株)
7266	〃	魔法人妻マナミ	ISBN978-4-592-14130-3 雑誌 44332-73	(株) 白泉社
7267	〃	封印映像 熟艶女大乱倫スペシャル	ISBN978-4-7747-8324-6 雑誌 63807-24	(株) コスミック出版
7268	〃	裏潜入!! 人妻探偵24時	ISBN978-4-8458-4786-0 雑誌 50451-88	(株) リイド社
7269	〃	メンズゴールドセレクション4 た	ISBN978-4-8458-5080-8	〃

		まらないHな体験教えます	雑誌 50454-81	
7270	〃	まんが実話 マッドアックスZ	ISBN978-4-86653-094-9 雑誌 53455-04	(株) コアマガジン

鳥取県告示第674号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月27日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
特定非営利活動法人はあと&はんど	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	平成29年9月15日	平成29年10月31日	訪問介護

鳥取県告示第675号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月27日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	平成29年9月15日	平成29年10月31日

鳥取県告示第676号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月27日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
特定非営利活動法人はあと&はんど	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町曳田117-1	平成29年9月15日	平成29年10月31日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を平成29年10月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第678号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、

同条第 4 項の規定により告示する。

平成29年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成27年度及び平成28年度	米子市淀江町（稲吉の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町稲吉の一部	平成29年10月27日
日野郡江府町	〃	江府町（大字下安井の一部(20153140301)）の地籍図及び地籍簿	江府町大字下安井の一部	〃
〃	〃	江府町（大字下安井の一部(20153140302)）の地籍図及び地籍簿	〃	〃
岩美郡岩美町	平成25年度及び平成26年度	岩美町（大字大谷、大字岩本の各一部[1301]）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字大谷、大字岩本の各一部	〃
〃	平成26年度及び平成27年度	岩美町（大字岩本の一部[1401]）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字岩本の一部	〃

鳥取県告示第679号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）解除に係る保安林の所在場所
米子市富益町字新開式22の21、22の22、字新開参24の11、24の12
- （2）保安林として指定された目的
飛砂の防備
- （3）解除の理由
指定理由の消滅
- 2（1）解除に係る保安林の所在場所
米子市富益町字新開式22の21、字新開参24の11
- （2）保安林として指定された目的
公衆の保健
- （3）解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第680号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
-------	-----------

鳥取東部加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち、10トン未満の漁船により主に底びき網漁業、いか釣り漁業、刺し網漁業又は一本釣り漁業を営むもの及び小型定置漁業（旧浦富漁業協同組合の区域の者に係るものに限る。）
---------	--

鳥取県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年10月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
淀江岸本線	米子市尾高字京田ノ一2765-1地先から同市尾高字京田ノ二2775-2地先まで	変更前	11.5~34.0	143.0
		変更後	13.2~35.3	143.0

鳥取県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年10月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
淀江岸本線	米子市尾高字京田ノ一2765-1地先から同市尾高字京田ノ二2775-2地先まで	平成29年10月27日

鳥取県告示第683号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53条）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
県道鳥取空港賀露線名称選 定委員会	県道鳥取空港賀露線の愛称の選 定に関する事項	平成29年10月27日から 平成30年3月31日まで	道路建設課